

事例から学ぶ

④ハイリスク薬に関する事例 ーメトトレキサート製剤ー

■事例の内容

整形外科の処方せんに、リウマトレックスカプセル2mg 3カプセル朝夕食後(朝2ー夕1) 28日分と記載があった。リウマトレックスカプセル2mgは休薬期間が設けられている医薬品であり、他の処方薬は28日分であることから、処方医に疑義照会を行った。リウマトレックスカプセル2mg 3カプセル4日分朝夕食後(朝2ー夕1) 週1回土曜日に変更となった。

■背景・要因

未記載

■事例が発生した薬局の改善策

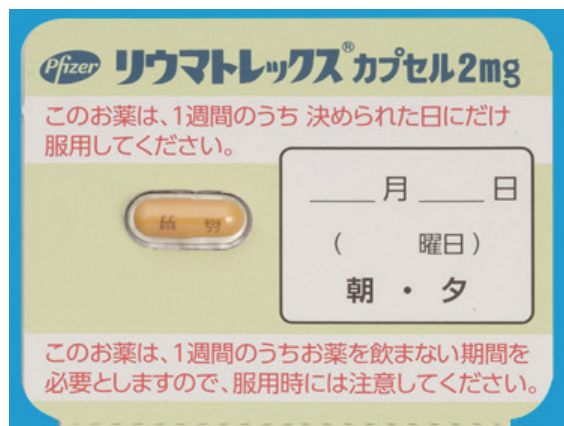
リウマトレックスなどの休薬期間が設けられている医薬品の場合、処方せんに「週〇回×曜日に服用」などと服用時点を明確に記載することで、薬剤師も処方監査しやすくなる。また保険薬局では、休薬期間の設定がある医薬品の一覧を作成するなどの対策をし、薬局全体で情報を共有しておく必要がある。

＜参考＞

リウマトレックスカプセル2mgの添付文書（一部抜粋）

【効能・効果、用法・用量】〈関節リウマチ〉

通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして6mgとし、1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。1回又は2回分割投与の場合は残りの6日間、3回分割投与の場合は残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す。なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減するが、1週間単位の投与量として16mgを超えないようにする。



→この他にも事例が報告されています。

- ◆紹介状なしで他院から移ってきた外来患者に、リウマトレックスカプセル2mgとフォリアミン錠が連日投与で処方された。処方医はリウマチの専門医ではなく、持参したお薬手帳には「週1回投与」の旨が記載されていなかったため、連日投与の印象を与えていた。製薬会社のMRから情報提供を受けたうえで、疑義照会の際に処方医に情報提供を行い、週1回投与に変更となった。

- ◆リウマチ専門医に通院している患者にリウマトレックスカプセル2mgが継続処方されていたが、今回用法が変更になり、金曜日朝2カプセル、夕1カプセル、土曜日朝1カプセル（週3回）となった。薬剤服用歴で確認したところ、3年半にわたり「金・土、朝夕1カプセルずつ（週4回）」と処方され、そのまま調剤・交付していた。当時は週4回の服用に疑問を持たなかったが、数日前、薬局内の医療安全研修会でリウマトレックス2mgを取り上げて学んだことで気付いた。処方医がリウマチ専門医であったこともあり、長年にわたり疑問に思うこともなく疑義照会せずに調剤していたが、本来なら初回処方時に疑義照会すべき事例であったことが判明した。

「メトトレキサート製剤」に関するポイント

- 抗リウマチ剤のメトトレキサート製剤は、通常1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して12時間おきに投与し、残りの5日間又は6日間は休薬することになっているが、連日処方や連日服用の報告が続いている。
- 関節リウマチの治療に使用されるメトトレキサート製剤は、比較的処方頻度の高い医薬品であるが、骨髄抑制、間質性肺炎、免疫抑制作用による感染症の誘発、B型肝炎ウイルスの活性化などの重篤な副作用に注意が必要な医薬品である。ハイリスク薬であり、休薬期間がある医薬品であることを認識し、慎重に処方監査を行い、疑義があれば直ちに疑義照会を行うことが重要である。
- 患者が医師の処方設計通りに正しく服用できるよう、また患者が重篤な副作用の初期症状を見逃さないよう、薬学的管理に基づいた指導を行うことが薬剤師に求められている。

